

別表 1

事業内容	補助金の予定額	補助率
<p>学校給食への安全で品質の高い国内産の牛乳の安定的かつ効率的な供給や、学校給食への牛乳の供給等を推進するため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>1 学校給食用牛乳供給円滑化推進事業</p> <p>学校給食への牛乳の安定的かつ効率的な供給等を図るため、学校給食用牛乳等供給推進会議を開催し、事業実施計画の策定、配送の効率化に向けた実証の取組、必要な調査、衛生管理基準に関する研修等を実施。</p> <p>2 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業</p> <p>学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部について、供給数量に応じて供給事業者に補助金を交付。</p> <p>3 学校給食用牛乳新規利用推進事業</p> <p>学校給食用牛乳の利用を新たに開始した小・中学校等に供給される飲用牛乳を対象として、供給数量に応じて供給事業者に奨励金を交付。</p> <p>ただし、奨励金の交付期間は、学校給食用牛乳の供給を開始した年度に限る。</p>	<p>総額 550 百万円以内</p>	<p>定 額</p> <p>定 額 (注)</p> <p>1本(200 cc) 当たり奨励金 4.80 円</p>

注) 200 cc 当たりの補助額は、学校給食用牛乳供給対策要領（平成 15 年 9 月 30 日付け 15 生畜第 2865 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 1 の区域ごとに、以下のアからウまでにより交付するものとする。ただし、アからウまでの 2 つ以上に該

当する場合にあっては、補助額が高い項目を適用するものとし、重複して交付を受けることはできないものとする。

ア 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定地域が含まれている場合には 20 円以内

イ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の指定地域が含まれている場合には 1.8 円以内

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の指定地域が含まれている場合には 0.5 円以内